

令和 8 年度
矢作川第二地区 乙川頭首工他 PCB 含有塗膜除去工事

特 別 仕 様 書

東海農政局
木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容																
第 1 章 総 則	<p>矢作川第二地区 乙川頭首工他 PCB 含有塗膜除去工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>																
第 2 章 工事内容																	
1. 目的	本工事は、乙川頭首工及び明治導水路取水口において、低濃度 PCB が確認されたことから、対象塗膜の除去及び塗替え塗装を行うものである。																
2. 工事場所	愛知県岡崎市六名町南下地地内、八帖南町琉球島地内及び豊田市室町地内																
3. 工事概要	<p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 乙川頭首工</p> <table> <tr> <td>① 塗膜除去工</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>② 塗替塗装工</td><td>675 m²</td></tr> <tr> <td>③ 仮設工（足場工、剥離剤養生シート工、環境対策機材、安全衛生保護具、進入路工）</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>④ 産業廃棄物処理工</td><td>一式</td></tr> </table> <p>(2) 明治導水路取水口</p> <table> <tr> <td>① 塗膜除去工</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>② 塗替塗装工</td><td>48 m²</td></tr> <tr> <td>③ 仮設工（足場工、水替工、剥離剤養生シート工、環境対策機材、安全衛生保護具、仮設締切工）</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>④ 産業廃棄物処理工</td><td>一式</td></tr> </table>	① 塗膜除去工	一式	② 塗替塗装工	675 m ²	③ 仮設工（足場工、剥離剤養生シート工、環境対策機材、安全衛生保護具、進入路工）	一式	④ 産業廃棄物処理工	一式	① 塗膜除去工	一式	② 塗替塗装工	48 m ²	③ 仮設工（足場工、水替工、剥離剤養生シート工、環境対策機材、安全衛生保護具、仮設締切工）	一式	④ 産業廃棄物処理工	一式
① 塗膜除去工	一式																
② 塗替塗装工	675 m ²																
③ 仮設工（足場工、剥離剤養生シート工、環境対策機材、安全衛生保護具、進入路工）	一式																
④ 産業廃棄物処理工	一式																
① 塗膜除去工	一式																
② 塗替塗装工	48 m ²																
③ 仮設工（足場工、水替工、剥離剤養生シート工、環境対策機材、安全衛生保護具、仮設締切工）	一式																
④ 産業廃棄物処理工	一式																
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。																
第 3 章 施工条件																	
1. 工事期間中の休業日	<p>工事期間中の休業日は、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準 16 日見込んでいる。</p> <p>なお、休業日は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。</p>																
2. 工程制限	<p>(1) 乙川頭首工</p> <p>ゲートを引き上げて施工を行うものとするが、引き上げ可能期間は、11 月 2 日～2 月 28 日までである。</p> <p>(2) 明治導水路取水口</p> <p>水路内工事の着手は、10 月下旬から 11 月上旬に予定する明治導水路取水口角落し設置撤去工事（仮称）で行う角落し設置後でなければならない。</p> <p>水路内工事は、同工事で 12 月末に予定する角落しの撤去開始までに完了させなければならない。詳細については、監督職員、関連工事受注者と調整を行うものとする。</p>																
3. 作業時間の制限	<p>乙川頭首工の作業時間は、細川管理所の開庁時間（午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分）とする。なお、冬期間の気象条件等によりやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>明治導水路取水口の作業時間は、午前 9 時から午後 5 時とする。</p>																

項 目	内 容
4. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、大型連休、年末年始休暇。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
5. その他	(1) 本工事のうち乙川頭首工に係るものは、河川区域内工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。なお、河川管理者との協議は、発注者にて行う。 (2) 本工事のうち明治導水路取水口に係るものは、資材の仮置、クレーン吊り込み・旋回等の作業を河川区域外で行わなければならない。 (3) 河川区域内工事は、洪水流量を超える恐れがある場合は、作業を終了させなければならない。なお、作業再開時は、事前に細川管理所、明治用水土地改良区水源管理所及び監督職員へ連絡しなければならない。
第4章 現場条件	
1. 搬入路	(1) 乙川頭首工 現場への搬入路は乙川左岸堤防を使用するものとし、大型車（ラフテレーンクレーン 13t、4t トラック）が進入できるように盛土により拡幅するものとする。なお、設備の搬入に当たっては交通安全に十分留意すること。 (2) 明治導水路取水口 現場への搬入路は、大型車（ラフテレーンクレーン 50t）が進入できるものとする。なお、設備の搬入に当たっては交通安全に十分留意すること。
2. 工事区域の保全	本工事区域には、農林水産省所管の土地改良財産があるので、施工に当たっては施設に損傷を与えないよう十分配慮しなければならない。 なお、施設に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるとともに、受注者の負担において補修しなければならない。
3. 第三者に対する措置	
(1) 騒音・振動対策	(1) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 (2) 住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取り、監督職員と協議するものとする。
(2) 交通対策	(1) ダンプトラック等大型車両は、豊田市道長興寺渡刈線における明治用水頭首工管理橋（以下「水源橋」という。）から右岸ヤードまでの区間において通行してはならない。 (2) 水源橋は、一般車両の通行及び学生の通学路として利用されていることから、登下校時における通学者の安全の確保に十分努めなければならない。
(3) 保安対策	(1) 工事予告看板の設置 本工事の施工に当たっては、関係機関との協議の結果、工事予定地周辺に工事予告看板の設置を行うものとする。設置場所の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、工事予告看板を設置した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。 (2) 交通誘導警備員の配置 ① 乙川頭首工における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 ② 明治導水路取水口に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）とする。

項 目	内 容										
	<p>交通誘導警備員の配置は、仮設工（足場工、水替工、剥離剤養生シート工、環境対策機材、仮設締切工等）の設置・撤去に係る資機材の搬入・搬出及び関連工事で行うクレーンの設置・撤去、仮設角落しの据付・撤去を対象に延べ15日間とするが、員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。</p> <table><tr><td>配置場所</td><td>交通誘導警備員</td><td>編成</td><td>昼夜別</td><td>交代要員の有無</td></tr><tr><td>仮設構台地点</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	仮設構台地点	1名/日	1名	昼間	無
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無							
仮設構台地点	1名/日	1名	昼間	無							
(4) 水質汚濁対策	<p>(1) 塗膜除去作業及び塗装作業の実施に当たり、油・塗膜片・塗料等が河川へ流出することが無いように十分注意して施工を行うこと。</p> <p>(2) 防油対策等が必要な場合は、施工計画等を提出し監督職員と協議するものとする。</p>										
(5) 防塵対策	<p>(1) 塗膜除去作業及び塗装作業の実施に当たり、ケレン材及び劣化塗膜片・塗料等の飛散防止対策を講じるものとする。</p> <p>(2) 各種機材等搬入出時の車両の走行による砂塵等で周辺民家、施設等に害を及ぼさないように努めるものとする。</p>										
(6) 関連工事	<p>本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。</p> <table><tr><td>工 事 名</td><td>施工時期</td></tr><tr><td>矢作川第二地区 明治導水路取水口角落し設置撤去工事（仮称）</td><td>令和8年9月 ～令和8年12月（予定）</td></tr><tr><td>明治用水頭首工地区 土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工復旧（その3）工事</td><td>令和8年9月 ～令和9年6月（予定）</td></tr></table>	工 事 名	施工時期	矢作川第二地区 明治導水路取水口角落し設置撤去工事（仮称）	令和8年9月 ～令和8年12月（予定）	明治用水頭首工地区 土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工復旧（その3）工事	令和8年9月 ～令和9年6月（予定）				
工 事 名	施工時期										
矢作川第二地区 明治導水路取水口角落し設置撤去工事（仮称）	令和8年9月 ～令和8年12月（予定）										
明治用水頭首工地区 土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工復旧（その3）工事	令和8年9月 ～令和9年6月（予定）										
(7) その他	<p>既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理すること。</p>										
4. 頭首工管理水位	<p>(1) 乙川頭首工 乙川頭首工のゲートは河川水位より高く引き上げた状態で施工を行う。</p> <p>(2) 明治導水路取水口 明治導水路取水口での管理水位は、EL30.300mである。</p>										
5. 管理者等との調整	<p>本工事の施工に当たり、施工計画、施工方法及び出水時の対応等について、施設管理者（愛知県西三河農林水産事務所細川管理所、明治用水土地改良区水源管理所）、監督職員を含め十分に調整を行い施工するものとする。</p>										
第5章 指定仮設											
1. 仮設足場	<p>(1) 乙川頭首工 洪水吐の仮設足場については、施工時のゲートの巻上げ高さを必要最小限とすることを基本として、作業底部高さが枠組足場高（H=1.5m）となる高さに仮設足場の作業平場を設けるものとする。なお、施工時の最大水深はH=0.80mを想定している。</p>										
2. 仮締切工	<p>(1) 明治導水路取水口（ゲート上流側）</p> <p>① 仮締切時水位 管理水位である EL30.300m とする。</p> <p>② 設置方法 仮締切工（角落し）の設置位置及び構造は、設計図面に示すとおりと</p>										

項 目	内 容										
3. 水替工	する。なお、角落しの設置・撤去は関連工事で行う予定であり、設置・撤去の時期について、監督職員及び関連工事との連絡を密にするものとする。										
	(2) 明治導水路取水口（ゲート下流側）										
	① 仮締切時の想定水深 仮締切時の想定水深は図面に示すとおりである。										
	② 設置方法 仮締切工（土のう）の設置位置及び構造は、設計図面に示すとおりとする。なお、設計図面のとおりに施工できない、仮締切を越水するなど現場条件が設計と異なる場合は、監督職員と協議するものとする。										
4. 環境対策機材・安全衛生保護具	明治導水路取水口における仮締切内の排水は以下のとおり想定しているが、排水量が大幅に異なる場合は監督職員と協議するものとする。										
	<table><tr><th>排水場所</th><th>排水区分</th><th>排水量</th><th>運転日数</th><th>排水先</th></tr><tr><td>仮締切内</td><td>作業時排水</td><td>0～7m³/h (φ50×1台)</td><td>1次施工 27日 2次施工 23日</td><td>仮締切内から下流へ</td></tr></table>	排水場所	排水区分	排水量	運転日数	排水先	仮締切内	作業時排水	0～7m ³ /h (φ50×1台)	1次施工 27日 2次施工 23日	仮締切内から下流へ
	排水場所	排水区分	排水量	運転日数	排水先						
	仮締切内	作業時排水	0～7m ³ /h (φ50×1台)	1次施工 27日 2次施工 23日	仮締切内から下流へ						
本工事の塗膜には低濃度 PCB が含有されているため、塗膜除去作業時には特定化学物質障害予防規則に基づいた必要な環境対策設備の設置及び防護衣・保護具等の着用を行うものとし、その数量については、仮設費として計上している。											
なお、環境対策機材の配置計画に当たっては、事前に監督職員に確認を得るものとする。											
5. 工事用道路等	(1) 乙川頭首工 乙川左岸堤防を現場搬入道路として利用することとしているので、図面に基づき拡幅を行わなければならない。 なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。										
6. 土取場、建設発生土受入地	(1) 土取場 (1) 土取場は、図面に示す箇所とし、その名称、採取予定量は次のとおりである。										
(1) 土取場	<table><tr><th>名称</th><th>地先名</th><th>採取量</th><th>摘要</th></tr><tr><td>右岸ヤード</td><td>愛知県豊田市今町地内</td><td>38m³</td><td>乙川頭首工進入路拡幅（盛土、大型土のう）36m³ 明治導水路取水口水替工（土のう）2m³</td></tr></table>	名称	地先名	採取量	摘要	右岸ヤード	愛知県豊田市今町地内	38m ³	乙川頭首工進入路拡幅（盛土、大型土のう）36m ³ 明治導水路取水口水替工（土のう）2m ³		
	名称	地先名	採取量	摘要							
	右岸ヤード	愛知県豊田市今町地内	38m ³	乙川頭首工進入路拡幅（盛土、大型土のう）36m ³ 明治導水路取水口水替工（土のう）2m ³							
	(2) 本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。										
(2) 建設発生土受入地											
(1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。											
(2) 建設発生土受入地	<table><tr><th>名称</th><th>地先名</th><th>搬出予定量</th><th>摘要</th></tr><tr><td>長坂建設興業（株）改良土センター</td><td>愛知県西尾市吉良町宮迫字上1</td><td>36m³</td><td>乙川頭首工</td></tr></table>	名称	地先名	搬出予定量	摘要	長坂建設興業（株）改良土センター	愛知県西尾市吉良町宮迫字上1	36m ³	乙川頭首工		
	名称	地先名	搬出予定量	摘要							
	長坂建設興業（株）改良土センター	愛知県西尾市吉良町宮迫字上1	36m ³	乙川頭首工							

項 目	内 容				
第6章 仮 設 1. 工事用電力 2. 任意仮設	(株)新栄重機 蓮池改良土センター	愛知県犬山市 蓮池 1-5	2m3	明治導水路取水口	
	(2) 本建設発生土受入地への処分方法は、最終処分とする。				
第7章 貸与する資料等 1. 貸与する資料	本工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。				
	指定仮設以外に必要な仮設設備は、受注者の責任と負担において設置するものとする。				
第8章 施工 1. 検測又は確認 (施工段階確認)	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。				
	(1) 資料名 ① 国営造成施設 PCB 含有塗膜除去積算資料作成その2 業務 (R6) ② 国営造成施設 PCB 含有塗膜除去積算資料作成業務 (R6) ③ 国営造成施設 PCB 含有塗膜除去河川協議資料取りまとめ等業務 (R6) ④ 乙川頭首工他 PCB 含有塗膜除去実施設計業務 (R4) (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 木曽川水系土地改良調査管理事務所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。				
2. 見本又は資料の提出	(1) 本工事の施工段階において、下表に示すとおり、立会いによる検測又は確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。なお、施工段階確認の具体的な実施方法については、施工計画書に記載するものとする。				
	(2) 施工段階確認を受けようとするときは、監督職員に立会願いを提出する。また、確認後は施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出する。 (3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 (4) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。 なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。 ① 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。 ② 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。 なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。				
	工 種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	備考
	環境対策設備工	環境対策設備	設置完了時	-	
	素地調整	除錆度	素地調整完了時	-	
	塗装	外観、膜厚	各層塗装完了時	-	
	足場工	外観等	設置完了時	-	
	次に示す材料は、使用前に次の資料を監督職員へ提出するものとする。				

項 目	内 容				
3. 建設資材廃棄物等の搬出	材料名	提出物			
	塗膜剥離剤	カタログ、安全データシート			
	塗料	カタログ、安全データシート			
	養生シート	カタログ			
	建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。				
第 9 章 塗膜除去 1. 施工方法	建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受け入れ 時間	事業 区分
	廃プラスチック類	岡崎リサイクル センター 真福寺工場	愛知県岡崎市 真福寺字山ノ 田 55-1	8 時 00 分～ 17 時 00 分	最 終 処 理 業者
	(1) 塗膜除去作業は、仮設備で負圧にした状態で作業を行うものとする。				
	(2) 塗膜除去作業は、洪水吐ゲート（ボルト・添接部・狭隘部・幅 100mm 未満は除く）については、電磁誘導加熱（I H）式塗膜剥離工法を想定している。その他については、塗膜剥離剤による施工を想定している。 これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。				
	(3) 塗膜剥離剤は、水性（水系）塗膜剥離剤とし塗布量は「0.5kg/m ² 」を想定している。 塗布回数は、洪水吐ゲートについては 2 回、その他については 1 回を想定しているが、事前に剥離試験を行い、塗膜剥離剤の選定及び塗膜剥離剤塗布回数を決定するものとする。				
第 10 章 塗 装 1. 施工方法	(4) 削り落とされた低濃度 PCB を含む塗膜片等は収集して適切に処分するものとする。				
	(1) 塗装作業は、2. 塗替塗装仕様に示す塗装仕様により施工するものとし、施工中に、塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。				
	(2) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、各種の塗り重ねは、塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。 なお、素地調整については、2 種ケレン以上で行うものとし、剥離作業後に塗膜が必要な調整に満たない場合は別途ケレンを追加することとする。				
	2. 塗替塗装仕様 塗装仕様は次のとおりとする。				
	(1) 乙川頭首工（洪水吐、取水口、スクリーン）及び明治導水路取水口（取水ゲート）				
施工 場所	工程	塗料等	標準 膜厚 （μ m）	備考	
現場	素地調整	2 種	－		
	プライマー処理	エポキシジンクリッチ プライマー	15		

項 目	内 容				
	下塗り（1）	エポキシ樹脂塗料（水中部用）	100	はけ・ローラ	
	下塗り（2）	エポキシ樹脂塗料（水中部用）	100		
	中塗り	エポキシ樹脂塗料	40		
	上塗り※	エポキシ樹脂塗料	40		
※上塗色は、現況と同色とし、事前に監督職員に確認を得た上で決定すること。					
3．安全対策	塗装作業において、作業者の有機溶剤中毒、混合ガスによる爆発等の事故が起きないように必要な処置を講ずるとともに、安全管理には十分努めなければならない。				
4．低濃度 PCB 廃棄物の搬出	建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する低濃度 PCB 廃棄物（塗膜くずその他汚染物含む）は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。				
	建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住 所	受入 時間	事業 区分
	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	(株)富士クリーン	香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 754-1	8：30～ 16：00	－
第 11 章 施工管理等					
1．主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。				
2．施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。				
3．余裕期間制度の試行について	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式 1 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 149 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式 1 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。				
4．総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）	全体工期：契約締結の日から令和 9 年 3 月 5 日（工事完了期限日）まで (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。				

項 目	内 容
5. CORINS の登録	<p>ある。</p> <p>(2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。</p> <p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、契約変更）工期をもって登録することとし、余裕期間は含まないことに留意する。</p>
6. 工事写真における 黒板情報の電子化	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>① 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>② 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す写真編集には該当しないものとする。</p> <p>③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品等に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p>
7. 工事現場等における 遠隔確認について	<p>(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。</p> <p>(2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf」）によるものとする。</p>

項 目	内 容
	<p>(3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、MicrosoftTeams である。</p> <p>(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>
第 12 章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは、設計図書等示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 河川の流況（洪水の発生）</p> <p>(2) 第三者との協議結果に伴って変更が生じた場合</p> <p>(3) 設計諸元等条件変更に係るもの</p> <p>(4) 関連工事との調整に係るもの</p> <p>(5) 不可抗力によるもの</p> <p>(6) 法・基準の改正に係るもの</p> <p>(7) その他本仕様書に定めのないもの</p>
第 13 章 その他	
1. 電子納品	<p>工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1-1-28 及び 1-1-30 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部</p>
2. 配置予定監理技術者等の専任期間	<p>(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。</p> <p>(2) 契約締結の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。</p> <p>(3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。</p>
3. 契約後 VE 提案	<p>(1) 定義</p> <p>「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>(2) VE 提案の意義及び範囲</p> <p>① VE 提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。</p> <p>② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。</p> <p>ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案</p> <p>イ 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案</p> <p>ウ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>(3) VE 提案書の提出</p> <p>① 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提</p>

項 目	内 容
	<p>案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>ア 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由</p> <p>イ VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）</p> <p>ウ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠</p> <p>エ 発注者が別途発注する関連工事との関係</p> <p>オ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱に関する事項</p> <p>カ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項</p> <p>② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</p> <p>③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。</p> <p>④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>（4）VE 提案の適否等</p> <p>① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。</p> <p>ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>（5）VE 提案書の使用</p> <p>発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>（6）責任の所在</p>

項 目	内 容
4. 工事の施工効率向上対策	<p>発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p> <p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）</p> <p>工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）</p> <p>工事着手時、新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(3) 設計変更確認会議</p> <p>工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が工期、設計変更内容等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 建設コンサルタントの出席</p> <p>上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。</p> <p>なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。</p>
5. 快適トイレの試行	<p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な経費を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容</p> <p>受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p> <p>ただし、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 洋式（洋風）便器 ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ③ 臭い逆流防止機能 ④ 容易に開かない施錠機能 ⑤ 照明設備 ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする） <p>【付属品として備えるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

項 目	内 容									
6. 現場環境改善費	⑨ サニタリーボックス ⑩ 鏡と手洗器 ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 ⑫ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ⑬ 擬音装置（機能を含む） ⑭ 着替え台 ⑮ 臭気対策機能の多重化 ⑯ 室内温度の調整が可能な設備 ⑰ 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等） (2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記①の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑰の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 (3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。									
	(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 4 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td><td> ①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ I C T 設備の充実 ④作業負荷の低減 </td></tr> <tr> <td>営繕関係</td><td> ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等 </td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td> ①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等 </td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td> ①広報活動等（完成予想図、パンフレット、広報説明、PR 看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む） </td></tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ I C T 設備の充実 ④作業負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等	地域連携
計上項目	実施する内容（率計上分）									
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ I C T 設備の充実 ④作業負荷の低減									
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等									
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等									
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、広報説明、PR 看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む）									

項 目	内 容
7. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について	<div data-bbox="555 226 1406 264" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">④現场景観向上（美装化・デザイン看板等）</div> <p>(3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</p> <p>(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>(3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>
8. 1日未満で完了する作業の積算	<p>(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p>

項 目	内 容										
9. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	<p>(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。</p> <p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るため、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。</p> <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>調達地域等</th></tr><tr><td>敷鉄板</td><td>t=22mm</td><td>知多市</td></tr></table>	資材名	規格	調達地域等	敷鉄板	t=22mm	知多市				
資材名	規格	調達地域等									
敷鉄板	t=22mm	知多市									
10. 書類限定検査の実施について	<p>(1) 書類限定検査の実施</p> <p>検査職員による検査について、下記の 9 書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。</p> <table><tr><td>①施工計画書</td><td>⑥出来形管理図表</td></tr><tr><td>②施工体制台帳 （下請けとの関係及び下請取引 検査書類を含む。）</td><td>⑦品質管理図表</td></tr><tr><td>③打合簿（協議）</td><td>⑧工事材料品質証明書</td></tr><tr><td>④打合簿（承諾）</td><td>⑨工事写真</td></tr><tr><td>⑤打合簿（提出）</td><td></td></tr></table> <p>(2) 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力する。</p>	①施工計画書	⑥出来形管理図表	②施工体制台帳 （下請けとの関係及び下請取引 検査書類を含む。）	⑦品質管理図表	③打合簿（協議）	⑧工事材料品質証明書	④打合簿（承諾）	⑨工事写真	⑤打合簿（提出）	
①施工計画書	⑥出来形管理図表										
②施工体制台帳 （下請けとの関係及び下請取引 検査書類を含む。）	⑦品質管理図表										
③打合簿（協議）	⑧工事材料品質証明書										
④打合簿（承諾）	⑨工事写真										
⑤打合簿（提出）											
11. 週休 2 日による履行実績取組証明書の発行	<p>(1) 本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。</p> <p>(2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5％（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。</p> <p>(4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5％（8 日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。</p>										
12. 熱中症対策に資する	<p>(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、</p>										

項 目	内 容						
現場管理費の補正	<p>日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>2) 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日}^{(*)} \div \text{工期}$ <p>(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。</p> <p>なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。</p> <p>ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p> $\text{補正值}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 2$ <p>※2 補正係数: 1.2</p>						
13. 施工箇所が点在する工事の適用	<p>(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、以下に示す工区(以下、工事箇所という)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」のよる工事である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工区</th><th>対象施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢作川第二地区 乙川頭首工</td><td>洪水吐1門、取水ゲート3門、スクリーン3か所</td></tr> <tr> <td>矢作川第二地区 明治導水路取水口</td><td>取水ゲート2門</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。</p> <p>なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域による補正等)については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等、設計技術費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。</p>	工区	対象施設	矢作川第二地区 乙川頭首工	洪水吐1門、取水ゲート3門、スクリーン3か所	矢作川第二地区 明治導水路取水口	取水ゲート2門
工区	対象施設						
矢作川第二地区 乙川頭首工	洪水吐1門、取水ゲート3門、スクリーン3か所						
矢作川第二地区 明治導水路取水口	取水ゲート2門						
第14章 定めなき事項	<p>(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。</p> <p>(2) この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>						

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
木曾川水系土地改良調査管理事務所長
植田 康成 様

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり工期を定めたので、通知します。

工 事 名	矢作川第二地区 乙川頭首工他 PCB 含有塗膜除去工事
工 事 場 所	愛知県岡崎市六名町南下地地内、八帖南町琉球島地内及び 豊田市室町地内
契約予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 事 の 始 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 期	工事の始期から令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には、本通知書により通知した工期（工事始期及び終期）を記載する。

令和 8 年度

木曾川水系（調査）
矢作川第二地区 乙川頭首工他PCB含有塗膜除去工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
[乙川頭首工]				
1. 産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処理税相当額	塗膜くず汚染物質	kg	620.000	
再生ドラム缶	オープン ボルトバンド式	缶	4.000	
収集運搬費		式	1.000	
塗膜くず汚染物質（管理費等）		式	1.000	
2. 塗膜除去工				
（1）洪水吐ゲート				
IH式塗膜剥離工法		m ²	197.000	
塗膜剥離剤除去工法	1 回目	m ²	148.000	
塗膜剥離剤除去工法	2 回目	m ²	148.000	
水洗い清掃		m ²	542.000	
2種ケレン		m ²	542.000	
（2）取水口ゲート	扉体、戸当り、スクリーン含む	式	1.000	
塗膜剥離剤除去工法		m ²	133.000	
水洗い清掃		m ²	133.000	
2種ケレン		m ²	133.000	
3. 仮設工				
（1）進入路工		式	1.000	
掘削	土砂, オープンカット, 無し, 無し, 5,000m3未満, -, -, -, -	m3	23.000	
仮置土運搬	土取場～乙川頭首工	m3	23.000	
大型土のう工	製作～据付～撤去	袋	18.000	
大型土のう運搬	土取場～乙川頭首工	m3	15.000	
掘削（放土）	土砂, 上記以外(小規模), -, -, 標準以外, -, -, -, -	m3	23.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
路体（築堤）	2.5m以上4.0m未満, -, -, なし	m3	21.000	
掘削	土砂, 上記以外(小規模), -, -, 標準以外, -, -, -, -	m3	23.000	
建設発生土処分費	第2種, 運搬～処分	m3	38.000	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	31.000	
産業廃棄物処分費	廃プラスチック類, 運搬～処分	m3	0.190	
(2) 洪水吐ゲート				
足場工		式	1.000	
板張り防護工		式	1.000	
防災養生シート（全損）	厚み0.15mm以上	m ²	86.000	2重張り
防災養生シート（全損）	厚み0.08mm以上	m ²	338.000	1重張り
(3) 取水口ゲート	扉体、戸当り部、スクリーン			
足場工		式	1.000	
支保工	取水工3門（スクリーン含む）	式	1.000	
防災養生シート（全損）	厚み0.15mm以上	m ²	93.000	2重張り
防災養生シート（全損）	厚み0.08mm以上	m ²	252.000	1重張り
4. 塗替塗装工				
(1) 洪水吐ゲート		m ²	542.000	
(2) 取水ゲート	扉体、戸当り部、スクリーン	m ²	133.000	
5. 環境対策資機材				
(1) 洪水吐ゲート				
小型負圧集塵機	12m3/分 PCB（サポート料含む）	供用月	1.000	
小型負圧集塵機	12m3/分 PCB（サポート料含む）	供用月	1.000	
小型負圧集塵機	12m3/分 PCB（サポート料含む）	供用月	1.000	
小型負圧集塵機（環境商品システム料）	12m3/分 PCB	台	3.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
負圧集塵機HEPAフィルター	12m3/分	枚	3.000	
負圧集塵機活性炭フィルター	12m3/分	枚	3.000	
負圧集塵機プレフィルター	12m3/分	日経費	60.000	
スパイラルダクト	300mm/100m	式	1.000	
ダクトバンド	φ 300-10m	本	1.000	
発動発電機[D駆動・～超低騒音型]	発動発電機(ディーゼルエンジン 駆動), 5KVA, あり	日	20.000	
エアーシャワー100ボックス無	LEA (サポート料含む)	供用月	1.000	
エアーシャワー100ボックス無 (環境商品サポート)	LEA	台	1.000	
エアーシャワープレフィルター		枚	3.000	
エアーシャワーHPフィルタ		枚	1.000	
バキュームクリーナー	環境用FESLEA (サポート料含む)	供用月	1.000	
バキュームクリーナー (環境商品システム料)	環境用FESLEA	台	1.000	
バキュームクリーナーフィルターバック		枚	3.000	
バキュームクリーナー 活性炭フィルター		枚	1.000	
バキュームクリーナー HEPAフィルター		枚	1.000	
セキュリティブース	帯電シート式/LEA	供用月	1.000	
セキュリティブース (環境商品システム料)	帯電シート式/LEA	台	1.000	
セキュリティブース用帯電シート		枚	1.000	
(2)取水ロゲート				
小型負圧集塵機	7m3/分 PCB (サポート料含む)	供用月	3.000	
小型負圧集塵機 (環境商品システム料)	7m3/分 PCB	台	1.000	
負圧集塵機HEPAフィルター	7m3/分	枚	1.000	
負圧集塵機活性炭フィルター	7m3/分	枚	1.000	
負圧集塵機プレフィルター	7m3/分	日経費	73.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
スパイラルダクト	300mm/100m	式	1.000	
ダクトバンド	φ 300-10m	本	1.000	
発動発電機[G 駆動・～低騒音型]	発動発電機(ガソリンエンジン駆動), 2KVA, あり	日	73.000	
エアーシャワー100ボックス無	LEA (サポート料含む)	供用月	3.000	
エアーシャワー100ボックス無	LEA (サポート料含む)	供用月	3.000	
エアーシャワー100ボックス無 (環境商品サポート)	LEA	台	2.000	
エアーシャワープレフィルター		枚	22.000	
エアーシャワーHPフィルタ		枚	2.000	
バキュームクリーナー	環境用FESLEA (サポート料含む)	供用月	3.000	
バキュームクリーナー (環境商品システム料)	環境用FESLEA	台	1.000	
バキュームクリーナーフィルターバック		枚	11.000	
バキュームクリーナー 活性炭フィルター		枚	1.000	
バキュームクリーナー HEPAフィルター		枚	1.000	
セキュリティブース	帯電シート式/LEA	供用月	3.000	
セキュリティブース	帯電シート式/LEA	供用月	3.000	
セキュリティブース (環境商品システム料)	帯電シート式/LEA	台	2.000	
セキュリティブース用帯電シート		枚	2.000	
6. 安全衛生保護具				
安全衛生保護具	洪水吐ゲート	式	1	
安全衛生保護具	取水口ゲート	式	1	
7. 運搬費				
敷鉄板輸送費		式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
[明治導水路取水口]				
1. 産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処理税相当額	塗膜くず汚染物質	kg	69.000	
再生ドラム缶	オープン ボルトバンド式	缶	1.000	
収集運搬費		式	1.000	
塗膜くず汚染物質（管理費等）		式	1.000	
2. 塗膜除去工				
（1）一次施工（B=2.0）				
塗膜剥離剤除去工法		m ²	26.000	
水洗い清掃		m ²	26.000	
2種ケレン		m ²	26.000	
（2）二次施工（B=1.5）				
塗膜剥離剤除去工法		m ²	22.000	
水洗い清掃		m ²	22.000	
2種ケレン		m ²	22.000	
3. 仮設工				
単管斜面足場		式	1.000	
ネットフェンス	撤去～復旧	m	4.000	
支保工	1次施工	式	1.000	
支保工	2次施工	式	1.000	1次施工から転用
足場工	1次施工	式	1.000	
足場工	2次施工	式	1.000	1次施工から転用
仮設締切工	土のう 仕拵え～設置～撤去	m ³	1.800	
仮置土掘削・積込・運搬	土取場～明治導水路取水口	m ³	1.800	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
人力小運搬(人肩運搬)	現場内搬入 (40m未満)	ton	2.580	
人力小運搬(人肩運搬)	現場外搬出 (40m未満)	ton	2.580	
建設発生土処分費	第2種, 積込～運搬	m ³	2.000	
産業廃棄物処分費	廃プラスチック類, 運搬～処分	m ³	0.020	
防災養生シート (全損)	厚み0.15mm以上	m ²	14.000	2重張り
防災養生シート (全損)	厚み0.08mm以上	m ²	123.000	1重張り
水替工 (一次施工)	27, 作業時排水, 0以上～7未満, 発動発電機, あり	箇所	1.000	
水替工 (二次施工)	23, 作業時排水, 0以上～7未満, 発動発電機, あり	箇所	1.000	
4. 塗替塗装工				
(1) 取水口		m ²	48.000	
5. 環境対策資機材				
小型負圧集塵機	7m ³ /分 PCB (サポート料含む)	供用月	1.000	
小型負圧集塵機 (環境商品システム料)	7m ³ /分 PCB	台	1.000	
負圧集塵機HEPAフィルター	7m ³ /分	枚	1.000	
負圧集塵機活性炭フィルター	7m ³ /分	枚	1.000	
負圧集塵機プレフィルター	7m ³ /分	日経費	31.000	
スパイラルダクト	300mm/100m	式	1.000	
ダクトバンド	φ 300-10m	本	1.000	
発動発電機[G駆動・～低騒音型]	発動発電機(ガソリンエンジン駆動), 2KVA, なし	日	10.000	
エアーシャワー100ボックス無	LEA (サポート料含む)	供用月	1.000	
エアーシャワー100ボックス無 (環境商品サポート)	LEA	台	1.000	
エアーシャワープレフィルター		枚	5.000	
エアーシャワーHPフィルタ		個	1.000	
バキュームクリーナー	環境用FESLEA (サポート料含む)	供用月	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
バキュームクリーナー（環境商品システム料）	環境用FESLEA	台	1.000	
バキュームクリーナーフィルターバック		枚	5.000	
バキュームクリーナー 活性炭フィルター		枚	1.000	
バキュームクリーナー HEPAフィルター		枚	1.000	
セキュリティブース	帯電シート式/LEA	供用月	1.000	
セキュリティブース（環境商品システム料）	帯電シート式/LEA	台	1.000	
セキュリティブース用帯電シート		式	1.000	
6. 安全衛生保護具				
安全衛生保護具		式	1	
7. 安全費				
交通誘導警備員		式	1.000	
交通誘導警備員A		人	15.000	